

年金制度と年金年齢

司会（小山路男）それでは第13回公開研究座談会をこれから行なう。

実は、ご案内にあるように、「年金制度と年金年齢」支給開始年齢のことであるが、この関係について田村さんと村上さんと平石さんのお三方からお話を承わる予定であるが、村上さんが急にやむを得ないご用できょうご

出席になれないとのことで、まことに残念であるが、田村さんと平石さんのお二人にこれからレポートをしていただいて、そのあとで皆さん方からいろいろ意見を伺いたいと思う。

それでは最初に田村さんの方から「財政面からみた年金の支給開始年齢」をお願いしたい。

レポート

財政面からみた年金年齢

田村 正雄

それでは、レポートさせていただく。十分用意ができてなくて大変申し訳けないが、レジュメみたいなものを書いてあるので、それに添って報告したいと思う。

年金年齢あるいは、支給開始年齢についてはいろいろな方面から検討がされなければならないのであるが、私に与えられた課題は年金数理面というか、アクチュアルな立場から見てどういうことなのかということであったので、そちらの方に焦点をしばってみたいと思う。そういっても年金数理面だけに話をしぼるわけにいかない部分もあり、どうしても周辺のことにも触れざるを得ないこともある。

数理面というと、どうしても数字がでてきて、わかりにくい話になるわけであるが、表を用意してあるので、それを見ながらお話をした方がよいと思う。

まず第1表をみていただきたい。ここに支給開始年齢の違いによる費用負担および給付水準の差という標題で小さい表がでている。これは、現実の制度でこのとおりになるということを示しているのではなくて、一応めやすとして、たとえば支給開始年齢が2歳違ったら、あるいは5歳違ったらどういうことになるのかということをも簡単にまとめてみたものである。この表のみかたをまずお話する。この表に60歳という欄がある。そのところに費用負担、給付水準とも1.00という数字があるが、もし60歳というものを年金の支給開始年齢の標準と考えると、それを中心にして費用負担というものがどうなるか、あるいは給付水準というものがどういうふうになるか、ということを示している。たとえば支給開始年齢

を62歳とすると、給付が同じなら費用の面では0.82となる。つまり、費用負担は約18%少なく、逆に費用が同じなら給付水準は、22%のアップができる、こういうふうにみるわけである。それが65歳になると、同じ給付なら費用負担は6割に下げることができ、給付水準は同じ費用ならば67%引上げることができ、こういうことを示している。ただここで注意していただきたいのは、これは単純化して示してあるということである。今

第1表 支給開始年齢の違いによる費用負担および給付水準の差

	55歳	60歳	62歳	65歳
費用負担	1.57	1.00	0.82	0.60
給付水準	0.64	1.00	1.22	1.67

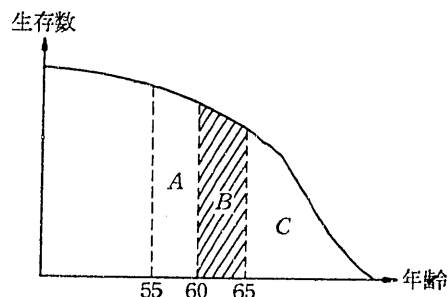
(注) 1 死亡率は、第12回生命表男子の80%、予定利率は、5.5%とした。

2 支給開始年齢を60歳とした場合を基準とした比率である。

たとえば、支給開始年齢を65歳とした場合の費用負担は、60歳の場合を基準として

$$\frac{C}{B+C}$$

に利息を考慮した値となる。



60歳を基準にして考えているといったが、60歳までに全員が保険料を拠出済みというか、制度から脱退し、あとは支給の始まる時期を待っているだけという状態になっているという場合を想定している訳である。そうすると、この表に書いてあるとおりになるということである。現実にはそうはならないわけで、このとおりにはいかない。たとえば厚生年金のように60歳になっていても、被保険者であれば、まだ年金をもらえないわけで、65歳までは退職が要件であるから、必ずしも60歳になったからといって、すぐに年金をもらえるわけではない。

したがって、総費用で60歳と65歳の差が6割あるといっても、現実の制度では支給開始年齢を60歳から65歳にしたとしても、6割の差がでるのではなくて、もっと差は縮まってくるということになる。それは60歳以上の被保険者が拠出する保険料があるし、また60歳以降に保険料を拠出したことによって増える年金額というものがあるからである。その差引の関係で変わってくるが、大ざっぱに言って、こんなに差は出ない。60歳から65歳の間に制度から脱退していく様子によって、この数値は変わってくることになる。脱退率が大きくて60歳までにほとんど制度から脱退してしまうという場合は、これに近いようなかたちになる。これと逆に60歳以上でもほとんど脱退する人がいないというようなことになると、この表のような差は出てこないということになる。つまり、この表はいちばん極端な場合を示している。実際の年金制度の場合には、老齢年金だけではなくて、障害年金とか、遺族年金という給付もある。そういうものも含めて考えると、これは年金の支給開始年齢というものには関係ないので、この表のような差は出ないと、理解していただきたいと思う。

それでは実際の制度にあてはめてみた場合に、年金の給付水準からみてどれ位が良いのかという話になると思う。これにはいろいろな考え方があると思うが、財政面という話からいくと、結局費用負担と給付される額との関係になってくる。総費用というものは、支給開始年齢が遅くなれば年金額が同じであれば小さくなる。水準が低ければ支給開始年齢を早めても総費用はそう大きくはならない。そういうことになっているので、問題は拠出の方から考えていくか、あるいは実際に老後の保障としていくら必要なのかということから考えていくかということで、この問題の検討の方向に分かれ目があるのではないかと思う。どちらから見ていけばよいのかということを考えてみた場合に、日本ではまだ拠出の水準が諸外国に較べて相当低いので、今の保険料負担を固定してお

第2表 年齢階級別有業率

年齢階級	昭和 46 年			昭和 49 年		
	総 数	有業者数 (仕事 が主な者)	有業率	総 数	有業者数 (仕事 が主な者)	有業率
総 数	千人 79,419	千人 44,287	% 56	千人 82,815	千人 45,265	% 55
40歳～44歳	7,432	5,021	68	8,011	5,374	67
45～49	6,140	4,044	66	7,056	4,764	68
50～54	4,881	2,984	61	5,502	3,412	62
55～59	4,494	2,521	56	4,453	2,518	57
60～64	3,823	1,801	47	4,221	1,961	46
65～	7,511	1,865	25	8,385	1,961	23

(注) 総理府統計局「就業構造基本調査報告」による。

いて、給付の方だけを考えていくというのは、問題が多いのではないかと思う。逆に今の給付水準をそのままにしておいて、保険料がどれ位まであがっていくのかということを見てみると、相当なものになる。このように今の時点だけではどうもうまい解答は得られない。やはり相当将来までみたうえで、議論しなければならないのではないかという感じがする。第2表を見ていただくとわかるように何歳ぐらいになったらリタイアするのかということの大難題な目やすとして有業率をみたわけである。そうすると、日本人は65歳ぐらいが境い目になっているというように思われる。実際には第2表にあるように、50歳代ぐらいから徐々に有業率が下がっているが、60歳以上になると急に半分ぐらいに落ちることになる。やはり65歳というのが一つの境い目になっているという感じがする。ただ65歳以上のところがもう少しこまかく別れたデータがないのでよく分らないが、だいたい目やすとして65歳というのが一つの有業率という観点からみた場合の境い目になっているという感じがする。そういうことを睨んだうえで外国の場合を見てみると、第3表のようになる。外国の制度と日本の制度をそのままそっくり較べる訳にはいかないが、主要なヨーロッパの国とアメリカについて支給開始年齢を調べたものである。ご存知と思うが、フランスを除いてはみな65歳ということになっている。しかし、繰上げ減額という年齢を早めてもらう場合には年金額を割引くという方法と、逆に、遅く——繰下げというか——年齢を下げてもらう場合には割増しをするという方法が、どこの国でもとられている。ただ、フランスだけが60歳になっていて、これがちょっと特別なかたちになっている。つまり、支給開始年齢は60歳であるが、60歳からもらう年金というのは支給率が25%——過去10年間平均の給与の25%——という年金額になっている。これは60歳以

第3表 諸外国の老齢年金支給開始年齢と年齢別人口

	西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	スウェーデン	イ ギ リ ス	ア メ リ カ
老 齢 年 金 の 支 給 開 始 年 齢	35年拠出で63歳 15年拠出で65歳 65歳まで退職要件 あり 67歳まで据置割増 あり	34年拠出で60歳 60歳以降の据置割 増あり	67歳 63~67歳の繰上減 額あり 70歳までの据置割 増あり	男子 65歳 女子 60歳 70歳(女子65歳) まで退職要件あり 据置割増あり	65歳 72歳まで退職要件 あり 62~65歳の繰上減 額あり
全 人 口	1971年現在 千人 61,284	1970年現在 千人 50,768	1971年現在 千人 8,098	1971年現在 千人 48,815	1970年現在 千人 203,212
(1) 15歳~19歳	4,072	4,155	549	3,355	19,070
(2) 20 ~59	31,210	25,011	4,256	24,566	97,559
(3) 60 ~64	3,673	2,658	481	2,820	8,617
(4) 65 ~	8,219	6,784	1,127	6,397	20,066
60歳~/20~59歳	38%	38%	38%	38%	29%
65歳~/20~59歳	26	27	26	26	21
65歳~/20~64歳	24	25	24	23	19

(注) 1 U.S. Department of Health, Education and Welfare "Social Security Programs Throughout the World, 1973" による。

2 United Nations "Demographic Yearbook, 1972" による。

第4表 わが国の年齢別人口の推計

(10月1日現在)

	1970年	1975年	1980年	1990年	2000年	2010年
全 人 口	千人 104,665	千人 111,500	千人 118,012	千人 127,581	千人 135,154	千人 140,611
(1) 15歳~19歳	9,167	7,958	8,233	10,230	9,249	9,065
(2) 20 ~59	59,200	63,161	65,706	68,787	72,200	70,471
(3) 60 ~64	3,752	4,207	4,423	6,513	7,324	9,283
(4) 65 ~	7,393	8,770	10,327	13,783	18,787	22,618
60歳~/20~59歳	19%	21%	22%	30%	36%	45%
65歳~/20~59歳	12	14	16	20	26	32
65歳 /20~64歳	12	13	15	18	24	28

(注) 1. 1970年は総理府統計局「昭和45年国勢調査報告、第2巻」による。

2. 1975年以降は、厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口、昭和50年2月推計」の中間推計値による。

上になると、60歳以後1年につき5%の割増がつく。この5%というのは年金の5%ではなくて、平均給与の5%ずつ割増しになるので、例えば支給開始を65歳とすると、平均給与の50%の年金をもらえるということになっている。60歳でもらう場合は相当冷遇されるというか、普通の割引きよりはもっと悪いかたちになっている。やはりこれは、本当の支給開始年齢は60歳でなくて、もっと遅いところをねらっているという気配がある。そういうことで少なくともアメリカをはじめヨーロッパの国では、65歳前後というものが一応の年金制度からみた支給開始年齢ということになっているのではないかと思う。これらの諸国で、支給開始年齢を65歳とした場合、費用負担面を規定する要素はどうなっているかとい

うのをみたのが第3表の下の方の欄に書いてある人口比率である。いろいろ数字をあげてあるが、一番下の欄をみていただくと一番よいと思う。20歳から64歳の人口に対する65歳以上の人口の欄をみていただくと、西ドイツ、フランス、スウェーデン、イギリスはそれぞれ23~25%ということである。アメリカだけがやや低くなっている。これに較べて我が国の状態はどうなっているのかというと、第4表のようになっている。先ほどと同じ人口比率の数字をみていただくと、12%ということ、まだ、ヨーロッパ諸国の半分にしかならない。これが先行きどうなるかということ、昭和75年、西暦2000年であるが、ちょうど24%となる。これはヨーロッパの現在の水準になっている。一つの目安として、昭和75年頃、今

第5表 厚生年金保険の被保険者数、年金受給者数の見通し

(年度末現在)

	1970年 (昭和45年)	1975年 (昭和50年)	1980年 (昭和55年)	1990年 (昭和65年)	2000年 (昭和75年)	2010年 (昭和85年)
被保険者数	千人 22,260	千人 24,188	千人 25,935	千人 29,219	千人 30,331	千人 30,425
年金受給者数(計)	1,188	2,421	3,973	8,023	13,076	21,168
老齢年金受給者数	520	1,037	1,662	3,529	5,976	8,225
老齢年金受給者数 被保険者数	% 2.3	% 4.3	% 6.4	% 12.1	% 19.7	% 27.0

(注) 1 1970年は、社会保険庁「事業年報、昭和47年度」による。

2 1975年以降は、厚生省年金局「厚生年金保険法の一部改正に伴う財政計算結果の概要、昭和48年11月」による。

からちょうど25年後であるが、そのぐらいの時点では人口学的な構成というものが、今のヨーロッパ諸国と同じぐらいになる。それから先はそれよりきびしくなるという状態である。人口学的な要素というのが、今の厚生年金とか国民年金という実際の年金制度にどういうふうにはねかえってくるかということは、難しい問題である。これを、一応見てみたものが第5表で、これは被保険者数対老齢年金受給者数ということで作ってある。これで先ほどと同じようなみかたをすると、被保険者数対老齢年金受給者数は現在では2.3%ということであるが、昭和75年ごろには大体20%になる。これは老齢年金だけであるから、これに通算老齢年金であるとか、障害年金、遺族年金が加わるので、もっと大きな数値になる。先ほどの65歳以上人口に対応する数値に対応するものは、このようになるということである。外国と較べると、今の状況では厚生年金の支給開始年齢60歳というのは、かなり早い。現在では受給者と被保険者との関係からみれば費用負担面ではそう重荷にはなっていないということが言える。ただ、これがそのまま将来も続くと考えると大変なことになる。現在の欧米諸国における支給開始年齢が65歳中心になっているということ、これに対応する人口の構成を較べてみると、やはりわが国でも昭和75年頃までには、いまの欧米と同じような姿になっていかざるを得ないのではないか。どういう過程でそういうふうにするかは別として、どうしてもそうならざるを得ないのではないかという気がする。実際にそういうことをどういうふうなかたちでやっていくかということとは、別の問題であるが、一応今われわれの手許にある数字からそういうことが言えるのではないだろうか。ただ、

先ほど外国の制度をみたときにおわかりのように、支給開始年齢というのは、60歳とか65歳とか一律に決めてしまっ、それで済むという問題ではないということが言えるかと思う。それはどうしてかと言うと、老齢年金の対象となる老人というのは若い者に較べれば、年齢による肉体的、精神的な個人差が相当でてくるに違いない。それに対応するには、どうしても画一的な年齢では対応することができないということにあると思う。そうすると受給する側からの選択によって年金を早くもらったり遅くもらったりすることができるということを、用意しておく必要があろうかという気がする。

現在日本でも国民年金にはそういう制度があるが、もし厚生年金でも支給開始年齢を上げていくということになれば、これと組合せにして、個人的な状況に対応する手当てというものが当然必要になってくるのではないかと気がする。方向としては、支給開始年齢というのは次第に上げていかざるを得ないのではないかと思うが、そのとき減額繰上げとか、増額繰下げをセットにして、制度として仕組むということが必要になってくるということである。

そのほか、いろいろ要因があって必ずしも支給開始年齢を決めるにあたって、これこれこうでなければならないというような言い方はできないのではないかと、今私は思っている。大変お話しにくいところが多いが、一応財政面からみた支給開始年齢ということで簡単に説明できることは、こんなところである。

司会(小山路男) それでは引き続き、平石さんをお願いしたい。